

熊本大学学術リポジトリ

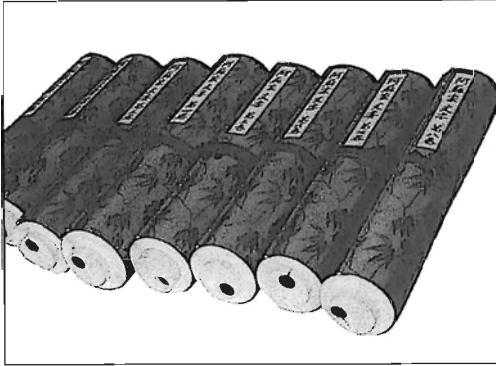
Kumamoto University Repository System

Title	シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介[1] 重要文化財 阿蘇家文書 (34巻36冊)
Author(s)	工藤, 敬一
Citation	東光原 : 熊本大学附属図書館報 = Kumamoto University Library bulletin, 2: 3-4
Issue date	1992-06
Type	Others
URL	http://hdl.handle.net/2298/10092
Right	

シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介

重要文化財 阿蘇家文書 (34巻36冊)

工藤 敬一



阿蘇家文書は一の宮町の阿蘇神社の旧大宮司家に伝来した古文書で昭和32年(1957)に本学の所蔵するところとなり、昭和62年(1987)国の重要文化財に指定された。内容は鎌倉・南北朝期を中心に、平安末から幕末期におよび、計304通、34巻に成巻されており、その大部が原本である。ちなみに昭和7年(1932)刊行の大日本古文書「阿蘇文書之一」には、「阿蘇家文書」351通を収めている。熊大所蔵分で「阿蘇家文書」に見あたらぬものが8通あるので、熊大に移管されなかった分が55通あることになる。

ところで阿蘇神社は、火山神として、はやくから国家的奉幣を受け、平安末期には肥後一の宮として甲佐・健軍こうのうら・郡浦の三社を末社とし、その勢威は本社領阿蘇荘を中心に広く肥後一國におよんだ。そして、社領も阿蘇・詫麻・益城・宇土・八代の四郡におよび、大宮司阿蘇氏も肥後有数の在地領主(武士団)として発展した。鎌倉幕府が成立すると、北条時政が阿蘇荘をはじめ阿蘇本末社領の預所職を獲得し、大宮司の上に立つことになったことから、鎌倉期の阿蘇家文書には、建久7年(1196)8月1日阿蘇惟次を大宮司に補任

した時政くだしふみの下文をはじめ、北条氏歴代の発給する文書が多くふくまれることになった。

南北朝期になると、建武政権一南朝も北朝(武家方)も、ともに阿蘇大宮司の勢力をたいへん高く評価し、しきりに所領を寄進し軍勢催促を行なった。これに対し大宮司一族もあるいは南朝方(官方)あるいは北朝方(武家方)、さらには去就を鮮明にしないものなど、多様な対応を示す。したがって関係文書もきわめて複雑多様で豊富な内容をふくむものを多く遺すことになり、内乱期の九州の政治情況を知る上でもっとも重要な史料群となっている。

さらに南北朝～室町期の分には、本末社領にかかわる土地関係史料が多くふくまれており、神社領や九州荘園の研究上資するところきわめて大きい。また造宮・祭事関係史料もすくなくない。

なお、今日の阿蘇家文書には、本来の旧大宮司家以外の権大宮司家等の社家文書もふくまれている。これらは幕末期「阿蘇家伝」の編集の必要から集められたものである。これらの文書とふくめて阿蘇家文書は天保7年(1836)火災のため大半を焼失した。焼け残った文書も、上部や下部を焼失しているものが少なくない。ただ幸いなことに、その前に阿蘇これか惟馨によって転写された副本があつて、それによって今日われわれは阿蘇家文書の全体像をうかがうことができる。本学所蔵の36冊の綴帖冊子がこれである。

以下本号から数回にわたり、阿蘇家文書のなかから注目すべきものを選んで紹介する。

(1) 北条時政書下 (原本写真を表紙に掲載)

〈北条時政書下〉

阿蘇別宮 健軍・甲佐両社例下米事、前任之(藤原敦康)時、國衙并済有煩、社家譴責無隙之間、申下 宣旨 彼米代公田内片寄三百町被奉免了、而當任依郡司等之濫訴、可被顛倒片寄免田之由、在廳令結構云々、仍證文案三通如此、凡國務事、以國司免判為規模、當他一同之例也、況 宣旨有限乎、此条雖難風聞信受、随及承所令申也、然而不意之沙汰有出来事者、以此證文、可被觸示在廳人々之状如件、

(建久九年) 十二月十五日

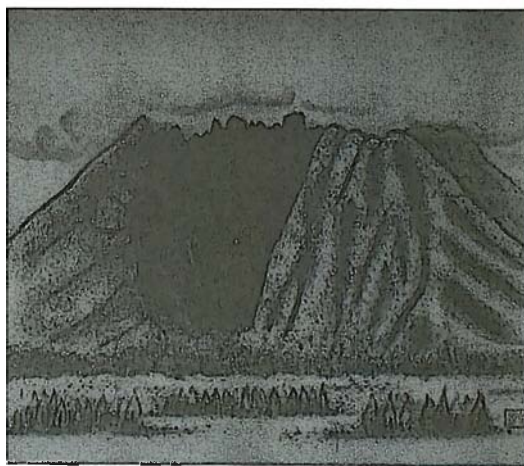
(時政) (花押)

〈原文解説〉

阿蘇社および末社の健軍・甲佐の三社は、治承・寿永内乱の以前、国衙から免田分の例下米が与えられていた。しかし源平争乱は国衙機能を麻痺させてしまった。国衙は一たんはそれを一国平均に充てることで解決せんとしたが、事態はかえって悪化してしまった。社家からの強い要求を受けた国衙は朝廷に奏聞して、例下米の代として公田三百町を特定地域かたよせに片寄し、勅院事ならびに大小府国役の賦課と府国使の入勘を停止して不輸の社領とすることを申請し、建久5年(1194)閏8月15日の宣旨にもとづき、翌年2月の国司片宣により立券された。しかし国司が代った建久9年になると、特に健軍・甲佐両社分として片寄が行われた益城・詫麻郡等の郡司たちの要求で、在庁官人等はこれを顛倒てんとうせんとした。阿蘇本末社の預所となっていた北条時政は、

片寄に伴なう証文三通の案文を阿蘇大宮司に送り、免田顛倒の不当なることを主張するよう指示したのが本文書である。

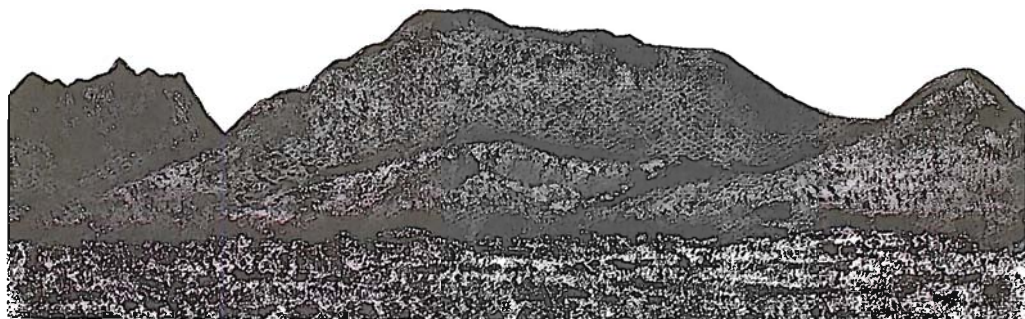
(文学部教授 国史学)



東光原

ISSN 0917-7604

熊本大学附属図書館報



Kumamoto University Library Bulletin, No.2, June, 1992

目次

- 古書店のお茶
- シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介
 - 重要文化財 阿蘇家文書 (34巻36冊)
- 工学部分室資料 中央図書館へ統合
- 電気通信普及財団からの平成3年度分寄贈図書整理を終える
- 平成3年度特別図書について
- 最近購入した参考図書の中から
- 本学教官寄贈著書紹介
- 図書館諸統計 (平成3年度)
- 一飛び2,200kmの ILL(Inter-Library Loan)
- 湯冷まし



北条時政書下 (本学所蔵阿蘇家文書より) 本文に解説